静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年12月27日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

静岡県条例第50号

静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年静岡県条例第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（電子情報処理組織による申請等） **第３条**　（略） ２～４　（略）	（電子情報処理組織による申請等） **第３条**　（略） ２～４　（略） ５　県の機関等は、申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第３条第８号に規定する申請等を含む。以下この項において同じ。）のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において静岡県収入証紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第１項（同号に規定する申請等にあっては、法第６条第１項）の規定により電子情報処理組織を使用して行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって当該県の機関等の定めるものをもってさせることができる。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。